

新公立病院改革ガイドラインの概要

平成27年3月31日総務省通知



これまでの公立病院改革

多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のため、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況



公立病院改革ガイドライン

(平成19年12月24日付け総務省通知)



- ①経営効率化、②再編・ネットワーク化、③経営形態の見直しの3つの視点に立った改革

各地方公共団体が公立病院改革プランを策定・実施
(計画期間は平成21年度から5年間を標準。
ただし、経営効率化に係る部分は3年程度)

これまでの公立病院改革

公立病院改革ガイドライン(公立病院)の実績

		H20年度	H24年度	H25年度
経営の効率化	経常収支黒字病院の割合	29. 7%	50. 4%	46. 4%
	経常収支比率	95. 7%	100. 8%	99. 8%

	H26年3月末現在
再編・ネットワーク化	65ケース、162病院

		H26年3月末現在
経営形態の見直し	独立行政法人化	53病院
	指定管理者制度導入	16病院
	民間譲渡	14病院
	診療所化	30病院

これまでの公立病院改革

公立病院改革ガイドライン(徳島市民病院)の実績

- 平成21年3月に徳島市民病院改革プランを策定
(計画期間は平成21年度から平成23年度まで)

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
経営の効率化	経常収支比率	77. 4%	92. 7%	100. 6%	103. 0%
再編・ネットワーク化	自己完結型医療から地域完結型医療への転換を図るとの認識の下、密度の濃い連携医療の構築に重点を置いた医療の構築に取り組む。				
経営形態の見直し	平成18年度に地方公営企業法の全部適用に移行以来、急性期病院としての経営体制が整ってきており、収益面においても一定の成果が見え始めていることから、引き続き、地方公営企業法の全部適用による経営形態で改革に取り組む。				

公立病院改革の現状

- ① 依然として、医師不足等のため、持続可能な経営を確保しきれていない病院が多数
- ② 人口減少や少子高齢化等により医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組むことが必要



新公立病院改革ガイドライン

(平成27年3月31日付け総務省通知)



各地方公共団体が新公立病院改革プランを策定・実施

(計画期間は平成32年度まで)

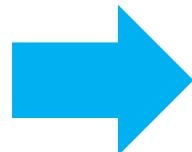
新公立病院改革ガイドライン

基本的な考え方

公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営の下で、べき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようとする



医師をはじめとする必要な医療スタッフの配置＋経営の効率化



持続可能な病院経営

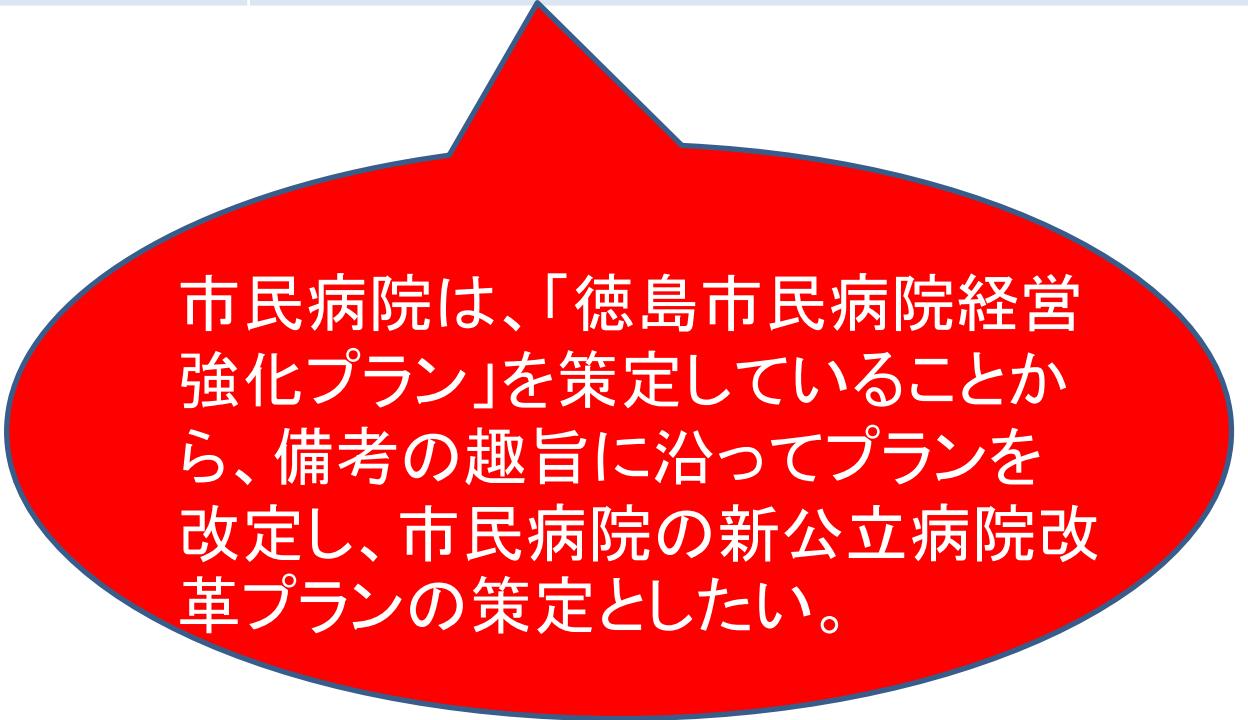
新公立病院改革プランの策定

目的	病院事業を設置する地方公共団体は、新公立病院改革プランを策定し、病院機能の見直しや病院事業経営の改革に総合的に取り組む。
対象期間	策定年度あるいはその次年度から平成32年度までの期間
内容	①経営効率化、②再編・ネットワーク化、③経営形態の見直し、④地域医療構想を踏まえた役割の明確化の4つの視点に沿った内容

新公立病院改革プランの策定

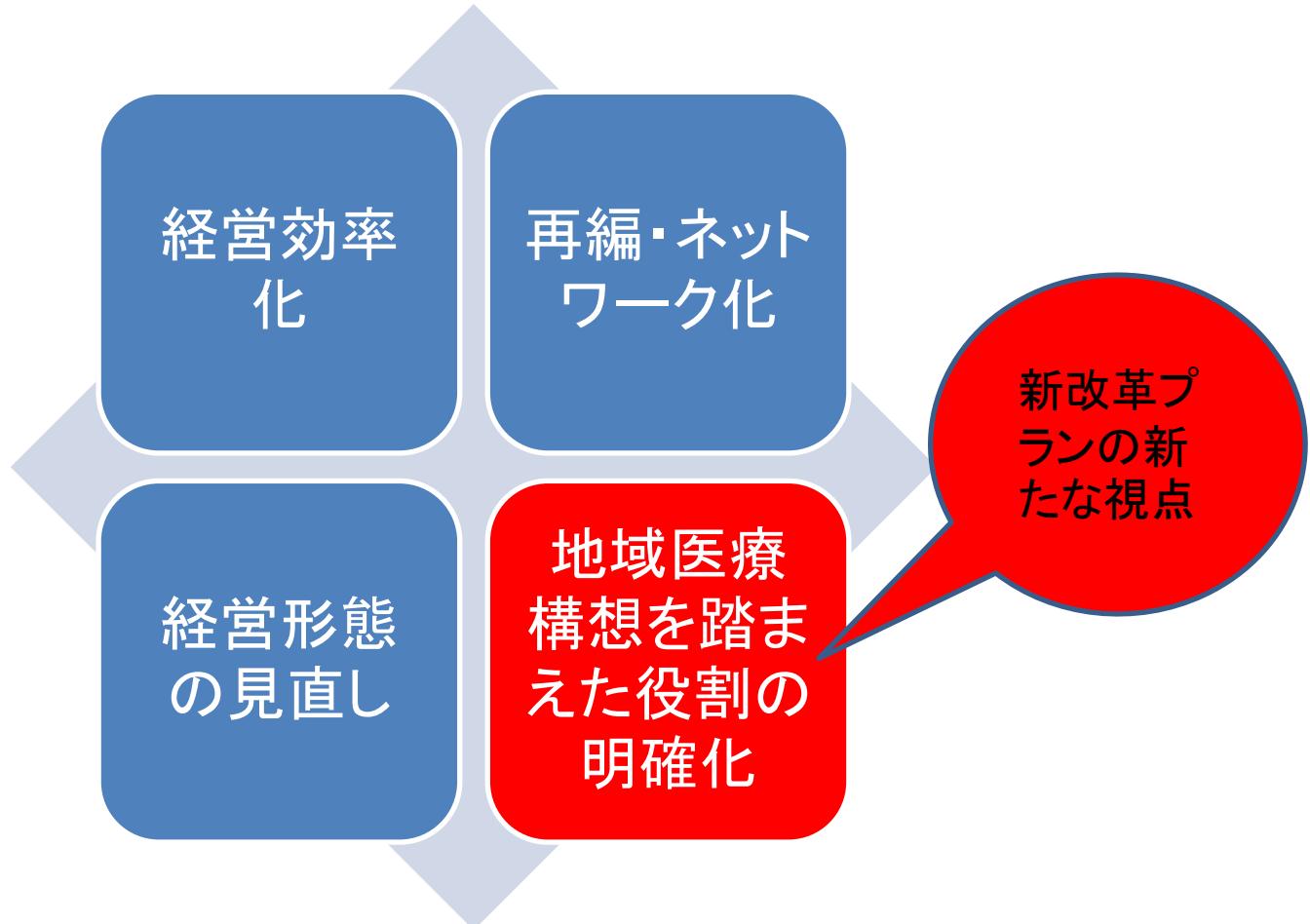
備考

既に、自主的にプランを策定している場合は、ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加することで足りる。



市民病院は、「徳島市民病院経営強化プラン」を策定していることから、備考の趣旨に沿ってプランを改定し、市民病院の新公立病院改革プランの策定としたい。

4つの視点



経営効率化

経営指標に係る数値目標の設定

経常収支比率に係る目標設定(※)

具体的な取組

収支計画

※「経常収支比率に係る目標」は、対象期間中に経常収支比率100%以上とする数値目標を定めるべき。

再編・ネットワーク化

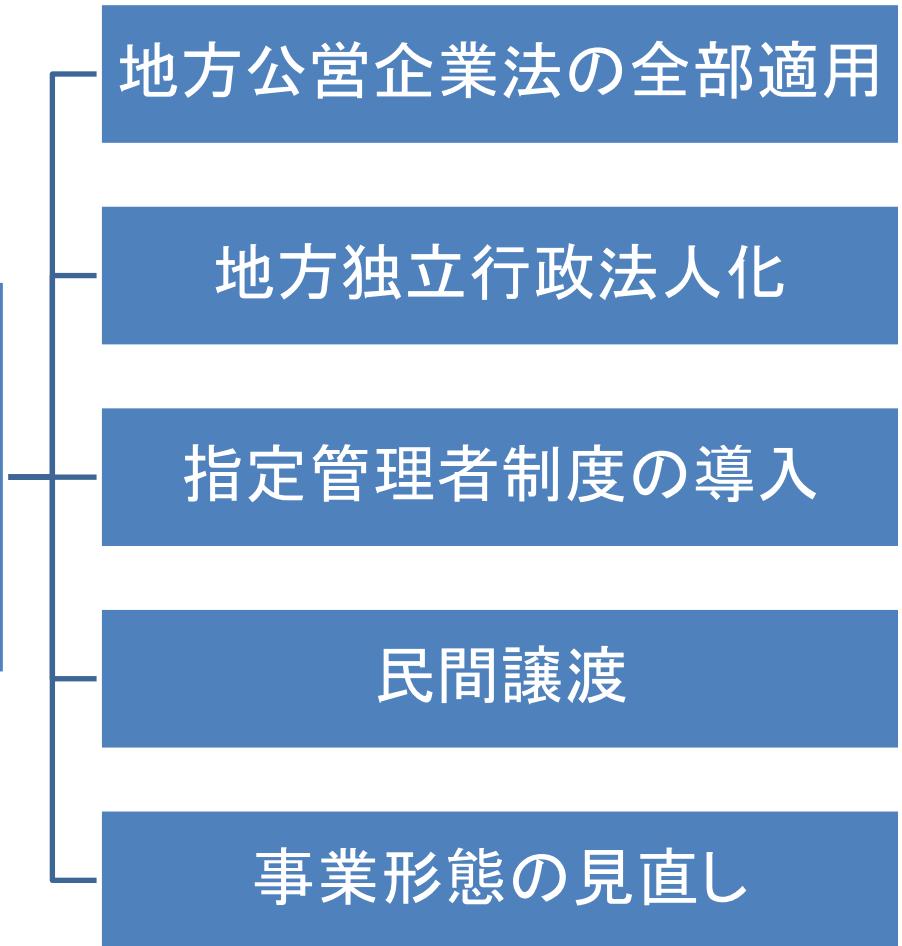
再編・ネットワーク化に係る計 画の明記

※ 以下の公立病院では、再編・ネットワーク化の必要性を十分に検討する必要がある。

- ① 施設の新設・建替等を行う予定の公立病院
- ② 病床利用率が特に低水準である公立病院（過去3年間連続して70%未満）
- ③ 地域医療構想等を踏まえ医療機能の見直しを検討することが必要である公立病院

経営形態の見直し

経営形態の見直しに係る計
画の明記



地域医療構想を踏まえた役割の明確化

地域医療構想を
踏まえた果たすべき役割

地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

一般会計負担の
考え方

医療機能等指標
に係る数値目標の
設定

住民の理解

新改革プランの実施状況の点検・評価・公表

地方公共団体における点検・評価・公表

- おおむね年1回以上実施状況を点検・評価

積極的な情報開示

- 当該公立病院の現状について積極的な情報開示

新改革プランの実施状況の点検・評価・公表

新改革プランの改定

- 新改革プランに掲げた数値目標の達成が著しく困難である場合は、新改革プランの改定を行うことが適当

総務省における取組

- 総務省は新改革プランの策定状況及び実施状況をおおむね年1回以上全国調査し、結果を公表